

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年1月12日（平成30年（行情）諮問第17号）

答申日：平成31年3月18日（平成30年度（行情）答申第491号）

事件名：非常勤職員の業務の結果等が記載された文書の不開示決定（不存在）
に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を開示請求の対象として特定すべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月4日付け厚生労働省発総1004第3号により、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

厚生労働省には地方支分部局含め数万人の非常勤職員が勤務しており、非常勤職員の業務の結果や成果等が記載された文書が存在しないとは考えられない。業務の結果や成果等が記載された文書が存在しないとすれば、根拠に基づいた予算要求等が出来ないなど、業務遂行が著しく困難となる。非常勤職員1人を採用するにも年間数百万円の人件費がかかっており、なにも業務の結果等について説明できないとすれば、行政の説明責任の観点からも問題である。該当する文書として例えば、医療スタッフとして勤務する非常勤職員が相談や治療を行った件数や、求人を開拓する非常勤職員が求人開拓を行った件数等が記載されたものが考えられる。他行政機関に対する同文言の請求では不開示となった案件がなかった。厚生労働省でも特定すべき文書が存在すると考えられる。

（2）意見書

業務の結果や成果等が記載された文書が存在しないとすれば、根拠に

基づいた予算要求や人員配置等が出来ないなど、業務遂行が著しく困難となります。また、民主主義における健全な議論（費用対効果や何に重点的に税金を利用するかなど）が出来なくなります。行政事業レビューなど評価検討・進捗管理やPDCAサイクル等の取り組みをされていると思いますが、そのような取り組みにも支障をきたします。厚生労働省には地方支分部局含め数万人の非常勤職員が勤務しており、非常勤職員の業務の結果や成果等が記載された文書が存在しないとは考えられません。非常勤職員1人を採用するにしても年間数百万円の人件費がかかっており、なにも業務の結果や成果等について説明できないとすれば、行政の説明責任の観点からも問題です。該当する文書として例えば、医療スタッフとして勤務する非常勤職員が相談や治療を行った件数や、求人を開拓する非常勤職員が求人開拓を行った件数等が記載されたものが考えられます。他行政機関に対する同文言の請求では不開示となった案件がありませんでした。厚生労働省でも特定すべき文書が存在すると考えられます。人事評価実施規定の記載が理由説明書（下記第3の3。以下同じ。）にあります。今回の開示請求は、人事評価実施規定（人事記録評価書等）に関する文書に限定しての開示請求ではありません。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年9月10日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「非常勤職員の業務の結果や成果等が記載された文書。（平成28、29年度分に限る。地方支分部局分含む。）」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、平成29年10月4日付け厚生労働省発総1004第3号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服として、同月12日付け（同月16日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、新たに対象行政文書を特定した上で、法5条1号及び6号二に掲げる不開示情報を除き開示することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は、「非常勤職員の業務の結果や成果等が記載された文書。（平成28、29年度分に限る。地方支分部局分含む。）」に関して行われたものである。

厚生労働省においては、厚生労働省人事評価実施規程（平成21年厚生労働省訓第30号）（以下「実施規程」という。）に基づき、職員が

その職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で業績評価を実施しており、職員の業務の結果や成果については、当該評価に用いる人事評価記録書に記載されている。非常勤職員については、実施規程2条1号において、原則として人事評価を実施しないとされているが、このうち再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員については、人事評価を実施することとされている。このため、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の業績評価に係る人事評価記録書について、新たに本件対象文書として特定することが妥当であると判断した。

(2) 人事評価記録書について

人事評価記録書は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績に基づく人事管理を推進するために作成したものであり、特定期間の業績に係る評価等が記録されている文書であり、その内容は、勤勉手当を含む給与や任免等の人事管理の基礎となるものである。

(3) 本件対象文書の不開示情報該当性について

人事評価記録書については、「人事評価の基準，方法等に関する内閣官房令」（平成21年内閣府令第3号）7条2項において、「記録書は、公開しない。」と規定されているところである。

さらに、人事評価記録書に記載されている内容については、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないものであり、また、開示することにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、同条6号二にも該当することから不開示とすることが妥当である。

(4) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「業務の結果や成果等が記載された文書が存在しないとすれば、根拠に基づいた予算要求等が出来ないなど、業務遂行が著しく困難となる。他行政機関に対する同文言の請求では不開示となった案件がなかった。厚生労働省でも特定すべき文書が存在すると考えられる。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりである。

4 結論

以上のとおり、原処分を取り消し、新たに対象行政文書を特定した上で、法5条1号及び6号二に掲げる不開示情報を除き開示することが妥当であるとして諮問する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年1月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月25日 | 審議 |
| ④ | 同年2月13日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成31年1月17日 | 審議 |
| ⑥ | 同年3月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、対象となる文書を作成・取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、開示請求に係る行政文書が存在しないとは考えられないとして審査請求したところ、諮問庁は、別紙の2に掲げる文書を新たに特定し、一部開示することが妥当であるとしていることから、本件対象文書の特定の妥当性について、以下、検討する。

なお、諮問庁は、本件対象文書について、一部開示決定することが妥当であるとし、その不開示部分の不開示理由についても説明するが、原処分は不存在を理由とする不開示決定であり、本件対象文書は、現時点においては、諮問庁が一部開示決定の意向を示したにすぎず、審査請求人も諮問庁がどのような記載を不開示とすべきとしているかを含め、文書自体を確認していない段階であることなどを勘案して、諮問庁が不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性については、判断しないこととする。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書を特定すべきとしていることについて、諮問庁の理由説明書(1)の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に説明を求めさせたところ、おおむね以下のとおりである。

ア 厚生労働省においては、実施規程に基づき、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で業績評価を実施しており、職員の業務の結果や成果については、当該評価に用いる人事評価記録書に記載されている。非常勤職員については、実施規程2条1号において、原則として人事評価を実施しないとされているが、このうち再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員については、人事評価を実施することとされている。

人事評価記録書は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績に基づく人事管理を推進するために作成したものであり、特定期間の業績に係る評価等が記録されている文書であり、その内容は、勤勉手当を含む給与や任免等の人事管理の基礎となる

ものである。

このため、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の業績評価に係る人事評価記録書について、新たに本件対象文書として特定することが妥当であると判断した。

イ また、厚生労働省において、本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書は保有していない。

(2) 当審査会において、諮問庁から実施規程の提示を受けて確認したところ、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員については、人事評価を実施することとされていることが確認できる。

また、諮問庁から、本件対象文書の提示を受けて確認したところ、当該文書には、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員ごとにその業務の結果や成果等が記載されているものと認められる。

以上のことから、本件対象文書を特定したことは妥当であり、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、また、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められず、諮問庁が、本件対象文書を開示請求の対象として特定すべきとしていることは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を開示請求の対象として特定すべきとしていることは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

1 本件請求文書

非常勤職員の業務の結果や成果等が記載された文書（平成28, 29年度分に限る。地方支分部局分含む。）

2 本件対象文書

非常勤職員のうち、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の業績評価に係る人事評価記録書